

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（東京都決定）

都市計画品川八潮住宅一団地の住宅施設を廃止する。

決定：昭和56年 4月10日 東京都告示第367号

変更：平成21年 6月22日 東京都告示第959号

理由：地域の特性を活かした良好な住環境の保全を図るとともに、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進していくため、地区計画の導入を行ない、一団地の住宅施設を廃止する。

参考 旧計画書（東京都市計画一団地の住宅施設）

名 称	位 置	面 積	建築密度		住 宅 の 予定戸数	配置の方針	
			ブ ロ ッ ク	建築面積の 敷地面積に 対する割合		公共施設	
				延べ面積の 敷地面積に 対する割合		道路、公園及び緑地、その他の公共施設	
品川八潮住宅 一団地の住宅 施 設	品川区八潮五丁 目地内	約40.8ha	A B C D	5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下	20/10 以下 18/10 以下 22/10 以下 22/10 以下	(高層)約4,190戸 (中層)約1,080戸 (計) 約5,270戸	幹線道路 品川区画街路第1号線 幅員12m 延長約1,280m 幹線道路 品川区画街路第2号線 幅員12m 延長約1,050m 団地内には幅員4~8mの道を適宜配置する 近隣公園（八潮公園） 約2.5ha （八潮南公園） 約1.1ha 児童公園 7箇所 約2.2ha以上、 緑道 3箇所 約0.7ha以上を設ける。 上水道：東京都水道事業より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 地域冷暖房施設を計画する。

配 置 の 方 針	
公 益 的 施 設	住 宅
小学校3、中学校2、幼稚園2、保育所4、消防派出所1、中心施設（店舗、特定郵便局、警察官派出所、銀行、診療所、娯楽・スポーツ施設等）、コミュニティセンター（区役所出張所、区民集会所、児童センター、学童保育クラブ、敬老会館、文化センター、図書館等）、店舗3、診療所4、管理事務所8、集会所13	住宅は中・高層とし、冬期においておおむね4時間の日照を確保するよう、適正に住宅を配置する。また、騒音については住棟配置並びに住戸設計により配慮する。

「区域、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり。」

東京都市計画一団地の住宅施設

品川八潮住宅一団地の住宅施設 計画図2

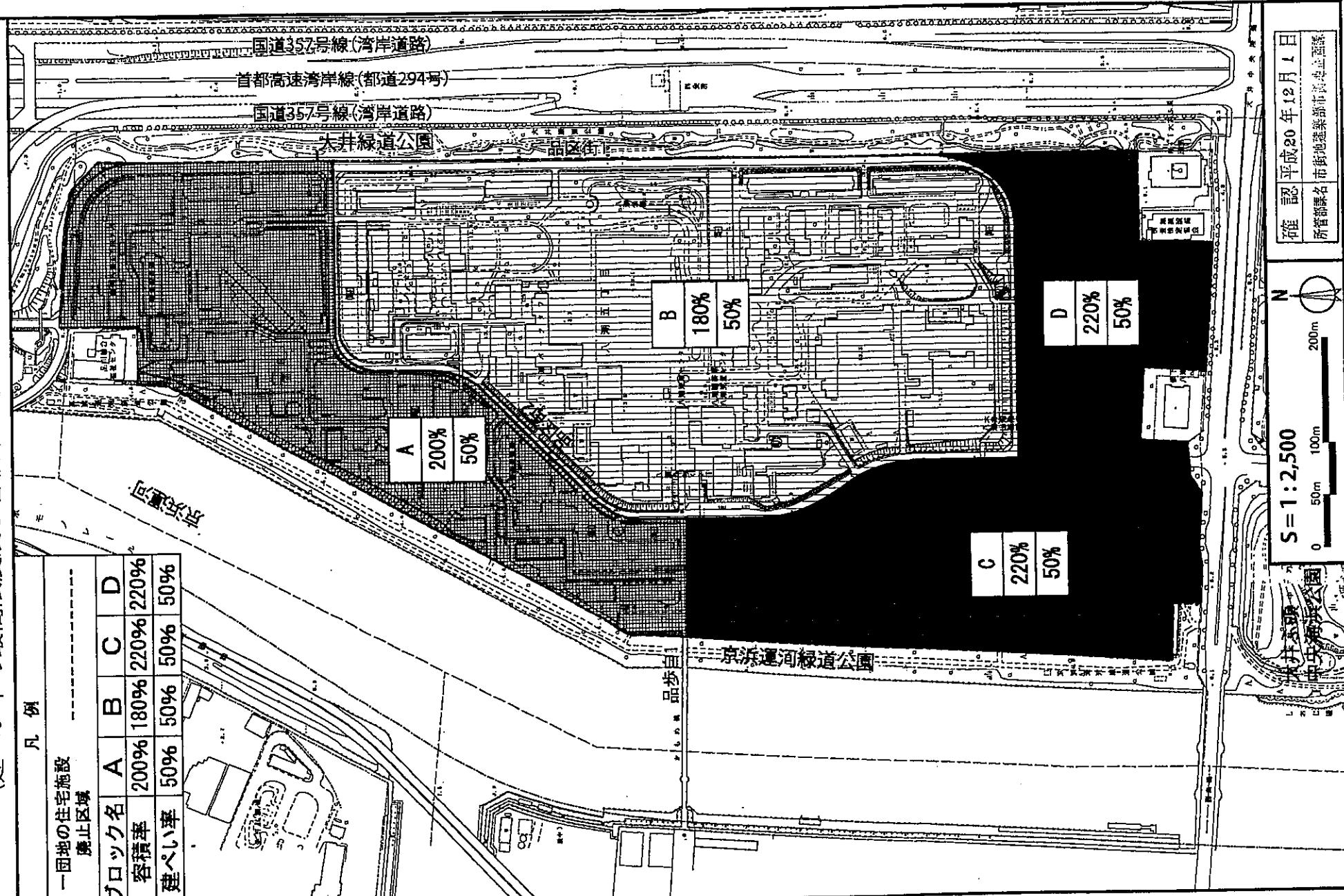
(建ぺい率の最高限度及び容積率の最高限度)

[東京都決定]

凡例

一団地の住宅施設 施主区域

ブロック名	A	B	C	D
容積率	200%	180%	220%	220%
建ぺい率	50%	50%	50%	50%



東京都市計画一団地の住宅施設 計画図1

[東京都決定]

(配置図)

凡 例	
一団地の住宅施設 廃止区域	
住宅	
都市計画道路	
近隣公園(都市計画公園)	
緑道	
児童公園	
小学校	□
中学校	△
幼稚園	○
保育園	◎
ミニユニティセンター 〔区役所出張所 区民集会所 児童センター 学童保育クラブ 老人会館 文化センター 図書館等〕	○
中心施設 〔店舗 特定郵便局 警察署派出所 銀行 錛業所 駅前、スポーツ施設等〕	○
消防出張所	△

